

報道機関 各位

令和3年8月12日(木) 発信
人事課

職員の処分について

令和3年8月12日付けで、本市職員に対する懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

1 処分内容等

職員の官製談合防止法違反に係る監督責任に対する処分について	
処分の程度	戒告(監督責任)
処分日	令和3年8月12日
処分権者	龍ヶ崎市長
被処分者	総務部長(男性、59歳)
処分に至った 事案の概要	<p>令和3年3月24日に本市副市長、総務部契約検査課長(いずれも当時)を含む4名が、令和2年12月22日に本市が執行した「令和2年度城ノ内中学校プール塗装改修工事」ほか5件のランク指定一般競争入札に関し、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により起訴されました。</p> <p>元総務部契約検査課長は、令和3年5月25日に第1回公判が開かれ、当人は起訴事実を認めています。令和3年6月24日には第2回公判が行われ、懲役10月・執行猶予3年の判決が下されましたが、後日控訴したため東京地方裁判所に係属中です。</p> <p>管理監督すべき職員(元総務部契約検査課長)が、官製談合防止法違反により起訴され、公判において起訴事実を認めていることから、管理監督者であった総務部長の責任を問い、地方公務員法第29条第1項第2号の規定並びに龍ヶ崎市職員の懲戒処分等に係る基準により戒告処分としました。</p>

2 市長コメント

今回の官製談合防止法違反事件を受け、管理監督責任者に対し懲戒処分を行いました。

市民の皆さまには、改めてお詫び申し上げますとともに、今後、二度とこのような事件が起こらないよう、再発防止と職員のコンプライアンス推進を徹底し、市民の皆さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

龍ヶ崎市長 中山 一生

本件に関する問い合わせ先

龍ヶ崎市 総務部 人事課 藤平、宮崎(ふじひら、みやざき)

TEL:0297-64-1111(内線341、373)